＜用紙２．＞

茨城県立取手第一高等学校長　殿

令和　　年　　月　　日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

# 学校感染症治癒報告書

１．生徒氏名　　年　組　番　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．病名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．受診した医療機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．受診日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

５．発症日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

６．治癒日　令和＿＿年＿＿月＿＿日

**〈保護者の皆様へ〉**

**裏面の「出席停止の基準」をよくお読みになり、必ずその期間は自宅療養をお願いいたします。**

薬剤説明書等またはその写しを添付（※必ず）

※以下、校内処理

| 校　長 | 教　頭 | 教務主任 | 保健主事 | 学年主任 | 担　任 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

# 学校感染症の扱いについて

Ｒ．元　保健部

**1、学校感染症の種類**（学校保健安全法施行規則第18条で定められている）

| 分　類 | 病名 | 潜伏期間 | 主な感染経路 | 出席停止の基準 |
|---|---|---|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、特定鳥インフルエンザ，中東呼吸器症候群 | | | 治癒するまで。 |
| 第2種 | インフルエンザ | 1～　4日 | 飛沫感染 | 発病後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで。 |
| | 百日咳 | 5～21日 | 〃 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで。 |
| | 麻しん（はしか） | 7～18日 | 空気感染 | 解熱後、3日を経過するまで。 |
| | 流行性耳下腺炎<br>（おたふくかぜ） | 12～25日 | 飛沫感染 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで。 |
| | 風しん | 14～23日 | 飛沫、母子感染 | 発疹が消失するまで。 |
| | 水痘（みずぼうそう） | 10～21日 | 空気感染 | すべての発疹が痂皮化するまで。 |
| | 咽頭結膜熱 | 2～14日 | 飛沫感染 | 主要症状消失後、2日を経過するまで。 |
| | 結核 | 2年以内 | 空気感染 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。 |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 3～　4日 | 飛沫感染 | |
| 第3種 | コレラ | 数時間～5日 | 経口感染 | 症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。 |
| | 細菌性赤痢 | 1～7日 | 〃 | |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 | 10時間～8日 | 〃 | |
| | 腸チフス | 3～60日 | 〃 | |
| | パラチフス | 3～60日 | 〃 | |
| | 流行性角結膜炎 | 2～14日 | 飛沫感染 | |
| | 急性出血性結膜炎 | 1～　3日 | 経口感染 | |
| | その他<br>※あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。 | 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる。 | | |